

# 遠隔手話通訳用の

# タブレットを 貸出します!!



## 遠隔手話通訳とは

- ・新型コロナウイルスへの感染リスクがあり、登録手話通訳者が同行できない等の場合に、タブレットやスマートフォンを使用し、手話通訳者が離れた場所から手話通訳を行うことができます。
- ・スマートフォンやタブレットをお持ちでない方には、市のタブレットの貸出しを行っています。

## 利用イメージ図



ご自分のスマートフォン等や市のタブレットを使って  
遠隔手話通訳をご利用いただけます。

## ご利用にあたって

### 1 対象者

- ① つがる市に住所を有する聴覚障害者および家族、支援者
- ② つがる市登録手話通訳者

### 2 申込可能時間

月～金 午前8時30分～午後5時15分（祝日・年末年始を除く。）

### 3 利用申し込み

事前申し込みが必要となります。利用希望日の3日前までに  
つがる市福祉課障害福祉係へお申し込み下さい。

お問合せ先

つがる市福祉課障害福祉係

FAX:0173-42-4546 TEL:0173-42-2111

E-mail:shuwa@city.tsugaru.lg.jp



メール用二次元バーコード  
氏名・住所などの必要事項を記入し  
メールを送信してください。

